

令和8年1月定例会

- 1 期 日 令和8年1月21日（水）午後2時から
- 2 会 場 第2委員会室（鎌ヶ谷市役所本庁舎6階）
- 3 出席者 小 林 修 一 教育長
久 野 義 春 教育長職務代理者
根 本 恵美子 委員
赤 岩 けさ子 委員
- 4 出席職員 大 塚 潤 一 生涯学習部長
木 間 幸 司 生涯学習部次長（事）教育総務課長
澤 田 裕 介 生涯学習部主幹
平 野 裕 平 生涯学習部参事（事）生涯学習推進課長
三 石 宏 生涯学習部副参事（事）郷土資料館長（兼）学芸員
猪 股 興 一 学校教育課長
竹之内 純一 学校教育課指導室長
大 橋 伸 光 学校教育課学務保健室長
荻 原 利 浩 生涯学習推進課主幹
後 野 真 弥 文化・スポーツ課長（兼）学芸員
風 野 憲 行 教育総務課長補佐

5 議案事項

議案第1号 鎌ケ谷市食物アレルギー等による第3子以降学校給食費
相当額支給実施要綱の一部改正について

議案第2号 鎌ケ谷市部活動ガイドラインの改定について

議案第3号 鎌ケ谷市部活動地域移行協議会委員の委嘱について

議案第4号 鎌ケ谷市いじめ調査委員会委員の委嘱について

議案第5号 令和7年度鎌ケ谷市教育委員会教育功労者表彰について

6 報告事項

報告第1号 令和8年鎌ケ谷市成人式～二十歳の集い～について

報告第2号 令和8年2月の行事予定について

報告第3号 学校の近況報告について（指導）

報告第4号 学校の近況報告について（管理）

7 傍聴者

なし

教育長

鎌ケ谷市教育委員会 1 月定例会を開会します。

本日の出席者は 4 名であります。定足数に達しておりますので、1 月定例会を開会します。

本日の定例会の会議録署名委員については、久野委員を指名します。

本日の審議案件について事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

本日の審議案件は、議案事項 5 件、報告事項 4 件です。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

教育長

議案第 1 号の審議に入ります前に、議案第 2 号「鎌ケ谷市部活動ガイドラインの改定について」は、市長または議会に対する意見の申し出、その他の機関との協議等を必要とする事項であり、議案第 3 号「鎌ケ谷市部活動地域移行協議会委員の委嘱について」、議案第 4 号「鎌ケ谷市いじめ調査委員会委員の委嘱について」、議案第 5 号「令和 7 年度鎌ケ谷市教育委員会教育功労者表彰について」、報告第 3 号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第 4 号「学校の近況報告について（管理）」はいずれの個人に関する情報を含む事項であります。

よって、これらの案件につきまして、鎌ケ谷市教育委員会会議規則第 13 条の規定により非公開とすることについてお諮りします。

議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、報告第 3 号及び報告第 4 号を非公開とすることにご異議はございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

ご異議がございませんので、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、報告第 3 号及び報告第 4 号を非公開とします。

議案第 1 号「鎌ヶ谷市食物アレルギー等による第 3 子以降学校給食費相当額支給実施要綱の一部改正について」

学務保健室長

提案理由につきましては、食物アレルギー等により、一度も学校給食の提供を受けずに学校給食に代わる弁当の持参をしている児童、生徒の保護者の負担軽減を図ることを目的として、学校給食費相当額を支給してきましたが、その対象となるのは第 3 子以降の児童生徒としていたものを、令和 7 年度からは現在、給食費を無償としている小学校の 1 学年の児童も対象にしようとするものです。

第 1 条の「趣旨」、第 2 条の「支給要件」、第 3 条の「支給対象」について、第 3 子以降を加えて小学校の第 1 学年の児童を加えております。

また、申請書等の各様式につきましても、第 3 子のみを限定していたものを第 3 子以外も対象となるよう表題を変更しております。

対象の児童生徒は、現在、小学校の 1 学年で 1 名、また、第 3 子以降で該当となった中学校の生徒が 1 名で合計 2 名となっております。

本議案をご承認いただきましたら、各学校への周知を行い、該当児童生徒の保護者へ申請書類を送付する予定です。

次に、「支給金額」及び「時期」でございますが、学校給食費の額は、鎌ヶ谷市学校給食費に関する規則により、小学生で年額 55,220 円、中学生で年額 68,090 円となっております。

この学校給食費相当額を、給食が終わる年度末に支給をいたします。

年度の途中の転入・転出などといった場合は、月割・月割で算出した金額を支給いたします。

本要綱は、令和 7 年 4 月 1 日からの施行としております。

なお、第 1 条及び第 2 条については、「又は」ということにしないと意味が通じないという行政室の指摘がありましたので、今回は、その指示に従って、文章を変更しております。

教育長	これより質疑に入ります。ご質問、ご意見などございますでしょうか。
久野委員	第7条の箇所ですが、同条の第1項中の「給食費支給状況変更届」は、その支給の前に相当額は入れなくてもいいのでしょうか。
学務保健室長	この部分につきましては、他市の要綱等を参考にして、そのような形に変更させていただいております。 相当額は入れないので、このままということになります。
教育長	よろしいですか。
教育総務課長	表記をはじめ、細かな点に関しましても、再度、行政室の見解を確認したほうが望ましいと思います。 ただ、表題に関しては「し」を入れるか入れないかという点に関しましては、一般的には表題とかですと「取消し」であって、動詞として使用する場合は、「取り消す」が使われますから、再度、行政室と確認させていただきます。
教育長	ほかにございますでしょうか。
赤岩委員	新旧対照表のところで、第1条では、「学校給食に代わる弁当を持参している第3子以降及び市が設置する小学校の第1学年の児童」を対象に学校給食費の支給を行うというように書かれてあるのですが、第2条では「第1子及び第2子を除いた子」、そしてまた、「小学校の第1年の児童が市内の小中学校に在籍していること」ということが支給要件として書かれてあります。 正直言って、意味がわかりません。 「又は」と「及び」では、意味が異なってくるんですね。 例えば、第1条で、子どもが4人いたとします。 子どもが4人いて、第3子は2年生、第4子は1年生、とこういった場合を想定します。となると、給食を受けていない場合には、第3子と第4子、いずれも対象になるということになるので

	しょうか。
学務保健室長	第3子以降になりますので、第3子も第4子の指定の対象となります。
赤岩委員	両方とも対象になるということですね。
学務保健室長	はい、おっしゃるとおりです。
赤岩委員	わかりました。
教育長	現在、確か、宮城でも、アレルギーがないお子さんは「対象外」になっていたと思います。 あくまでも第3子以降の「アレルギー等で、お弁当を持参して学校給食を食べない方」が対象になりますので、普通に登校して学校の給食を食べている子どもについては、支給の対象とはならなかったはずです。 他にございますでしょうか。
根本委員	新規対象の最後のところに「附則」を入れた方が良いのではないかと思います。
学務保健室長	「附則」に関しては、令和7年4月1日から入れますので、この部分は追加して入れさせていただきたいと思います。
教育長	ほかによろしいでしょうか。
久野委員	ここに出てくる対象になる児童や生徒のことは、「市が設置するかどうか」ということが前提になっているかと思います。 ですから、「小学校」という箇所の前に、「市が設置する」という言辞は必要なのか、記載する必要があるのかと思うのですが、いかがでしょう。

学務保健室長	今回の改正については、私立校に通うお子さんは対象にはならないので、この部分に関してはこういった表現にしたところですよ。 このあたりの文章等については、行政室と相談しながら適切な表現にしていきたいと思います。
教育長	ほかにどうでしょうか。
久野委員	現在、健康保険証はマイナ保険証に移行してきているので、「健康保険証」は変えたほうがいいのではないかなと思います。
学務保健室長	この文については、マイナンバーカードのことを入れる表現に変えるかどうか、もう一度、調整させていただきます。
教育長	いかがでしょうか、ほかにありませんか。 議案第1号について、原案の通り決することに基本的に異議はございませんが、この後、幾つかの課題を行政室及び関係各課等と相談して、その部分をブラッシュアップして改めて完成したら、改めて定例会に議案を提出していただければと思います。 教育総務課長、この件について、なにかありますか。
教育総務課長	変更・修正箇所含めて、ここでの議論をもう一度交わす必要があるということですね。 実際のスケジュールと照らし合わせると、間に合わないかもしれませんね。 2月に、該当する保護者に説明資料と申請書をお配りして、その月には回収し、3月の年度末までにはお支払いをしたいと思っておりますので、可能であれば、ここで議決をしていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。 行政室と十分に調整した上で、次回の定例会で再度ご説明をし、原案のこの内容の趣旨に問題がないようでしたら、再度提出させていただきます、と考えております。

教育長 それでは、以上のことを踏まえて、この内容についてご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 それでは、議案第 1 号「鎌ケ谷市食物アレルギー等による第 3 子以降学校給費相当額支給実施要綱の一部改正について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

《ここから非公開》

議案第 2 号「鎌ケ谷市部活動ガイドラインの改定について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

議案第 3 号「鎌ケ谷市部活動地域移行協議会委員の委嘱について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

議案第 4 号「鎌ケ谷市いじめ調査委員会委員の委嘱について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

議案第 5 号「令和 7 年度鎌ケ谷市教育委員会教育功労者表彰について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

…………… ここから報告事項 ……………

生涯学習推進課長

報告第 1 号「令和 8 年鎌ケ谷市成人式～二十歳の集い～の開催について」

令和 8 年度の「鎌ケ谷市成人式～二十歳の集い～について」、ご報告します。

例年会場になっていた福太郎アリーナが、まだ工事中で使用できないことから、きらり市民会館での開催となりました。

開催日は令和 8 年 1 月 11 日。会場は、きらりホール。開催は 2 部制となっており、午前中が鎌ケ谷中及び第二中の卒業生で、午後の第 2 部が、第三中、第四中、第五中の卒業生となっております。

対象者は、平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた市民、もしくは市外にすでに転出していますが、参加を希望する者ということで、案内状は 1045 名に配付したところです。

主催者として、市長及び教育長が出席。それから来賓として市議会の議長及び市議会の教育福祉常任委員会の委員長が出席されました。

記念行事につきましては、「ビデオレター」として、学校の恩師のほか、著名人として現在日ハムの稲葉監督、DJ KOO さんからのビデオレターを上映しました。

また、会場の一画にバルーンアートやフォトスポットを設け、また着付け直しや、かまたんを招聘してのグリーティングを実施しました。

教育長

ご質問ご意見ございますでしょうか。
よろしいですか。
それではつぎに移ります。

報告第2号「令和8年2月の行事予定について」

※資料に基づき説明を行いました。

教育長

ご質問、ご意見ございますでしょうか。

久野委員

子ども議会は、教育委員は出席しなくてもよろしいのでしょうか。

教育総務課長

「子ども議会」に関しては、各委員の皆様のご出席を求める予定は、現時点ではございません。

しかし、もしお時間があるようでしたら、昨年と同様、校長席のほうからご参加をいただくということも可能となっております。

《ここから非公開》

報告第3号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第4号「学校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

教育長

本日の定例会における議案事項、報告事項については、全て終了いたしました。

教育委員会 1 月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 3 2 条の規定に基づき署名する。

令和 8 年 9 月 9 日

教育長 小林 修一

教育委員 久野 義春

作成者 風野 憲行